

「やさシティ、まつど。」ロゴマーク等使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市の都市ブランドのシンボルである「やさシティ、まつど。」ロゴマーク・スローガン・ステートメント（以下、「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 ロゴマーク等の種類は次のものとする。

- (1) ロゴマーク（松戸のいいところ・名産を盛り込んだ「松」の文字）
- (2) スローガン（やさシティ、まつど。）
- (3) ステートメント（楽しく、おしゃれで元気な街。 全ての人を柔らかく包み込む 優しい都市、優しい人々。 ここで始まる新しい暮らし やさシティ、まつど。）

(デザイン)

第3条 ロゴマーク等のデザインは、別図のとおりとする。

(使用者)

第4条 非営利を目的としてロゴマーク等を使用しようとする者は、ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、届出・申請等を行うことなくロゴマーク等は無償で使用することができるものとする。

- (1) 本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがないこと
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用しないこと
- (3) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがないこと
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用しないこと

2 営利を目的としてロゴマーク等を使用しようとする者は、ロゴマーク等の使用が前項各号のいずれにも該当し、かつ、行政目的に合致することその他の公共の利益に寄与するものとしてあらかじめ市長が承認した場合に限り、ロゴマーク等は無償で使用することができる。

(使用承認)

第5条 前条第2項の規定による承認を受けようとする者は、「やさシティ、まつど。」ロゴマーク等使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第6条 ロゴマーク等を使用するにあたり、次の各号を遵守すること。

- (1) ロゴマークは形状を変更して使用しないこと
- (2) 作成した製作物を商標登録しないこと
- (3) 有料販売する場合は製作物等の価格がロゴマーク等使用前より高額と
ならないこと

(承認内容の変更)

第7条 第5条の規定により提出した申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに「やきシティ、まつど。」ロゴマーク等使用承認変更申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、使用承認(不承認)変更通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 ロゴマーク等のデザインの使用料は無料とする。

(違反者等に対する取扱い)

第9条 市長は、ロゴマーク等を使用している者(承認者を除く)がこの要綱に違反したときは、その使用の差し止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。

- 2 市長は、承認者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により使用承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の規定による請求等又は承認の取消しを受けた者に対して、使用物件の回収を求めることができる。
- 4 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わないものとする。

(1) 前3項の規定による請求等、承認の取消し及び使用物件の回収その他
ロゴマーク等の使用に関して使用者に生じた損害又は損失

(2) 使用者が、ロゴマーク等の使用によって第三者に対して与えた損害又は
損失

(使用の禁止)

第10条 市の都合により、市はいつでも本件ロゴマーク等の使用を禁止することができる。この場合、使用者が被った損害又は損失について、市は一切その責めを負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるものの他、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年8月5日から施行する。

別図

〈ロゴマーク〉 ※色は自由



〈スローガン〉 ※色は自由

やさシティ、まつど。

補足：ロゴマークとスローガンの組み合わせは、市ホームページにあるパターンを参照